

2018年(平成30年)7月10日

国土交通大臣 様
国土交通省鉄道局施設課 御中

リニア新幹線を考える相模原連絡会
代表 浅賀きみ江
神奈川県相模原市緑区東橋本 2-6-2
TEL 090-4378-9257

口頭による意見陳述の機会付与についての抗議及び要請書

去る6月、私たち相模原市の住民に、貴課より平成26年12月16日のリニア中央新幹線工事実施計画認可に対する異議申し立てのうち、口頭による意見陳述を申し出た者への日程調査表が送付されました。

ところが、最近になって陳述を申し出た全員に送付されたのではなく、一部の住民は口頭意見陳述の対象外になっていることが判明しました。貴課によれば、理由は今までにない人数の多さのため、リニアのルートに近い一部の人に送付したとのことでした。

要請項目

- 1 私たちは、この度の申し出た全員に意見陳述の機会を与えない措置に強く抗議します。
- 2 今回送付されていない住民の意見陳述実施の措置を早急に行い、陳述の日程を明らかにするよう強く求めます。

理由1 そもそも今回の異議申し立て及び意見陳述は、旧行政不服審査法の25条第1項に陳述の機会を「与えなければならない」とある通り、陳述を申し出た全員の権利であり、その機会を奪うことは許されない。

理由2 私たちの住む相模原市は、東海旅客鉄道株式会社のリニア事業計画において駅・変電施設・車輛基地・4つの立坑(非常口)・2つの大きな橋梁が構築され、リニアのルートが市のほぼ中央を東西に貫くという、他市にも例をみない工事計画の対象である。また、ルートの約9割が地下トンネルのため水源を抱えた本市にとって、リニア工事は住民の水利権をおびやかすものである。

こうした重大性に鑑み、陳述を申し出た全員が意見陳述するのは当然である。

理由3 相模原市は、リニアの駅を中心とした開発計画を進めている。従って、多大な市税を投じての開発計画をすすめている本市の住民にとっては、リニア事業計画は無関心ではいられない重大な事であり、申し出た全員に意見陳述の機会を与られないという事態は全く納得できない。

以上